④　５欄の⑴は、「一戸建ての住宅」の場合、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「外皮平均熱貫流率」とは、建築物の内外の温度差１度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積で除した値、また、「冷房期の平均日射熱取得率」とは、冷房期において建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。

「住宅以外の用途に供する建築物」の場合、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「年間熱負荷係数」とは、屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値として省エネルギー基準において定めるものをいい、省エネルギー基準において定める用途区分ごとに記入してください。工場等の用途に供する建築物の場合は、「基準対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。

⑤　５欄の⑵は、「一次エネルギー消費量」については「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備の有無」については、届出時にエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところにより、これらについては、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。なお、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。

⑴　基準一次エネルギー消費量　建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（１年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）として、省エネルギー基準において定めるものをいう。

⑵　設計一次エネルギー消費量　建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、省エネルギー基準において定めるものをいう。

⑥　６欄は、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の部分に係る措置について、住戸ごとに記入して下さい。なお、届出に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

この欄に用いる用語の定義は、注意５の④及び⑤のとおりとします。

⑷については、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。

⑸については、「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備の有無」については、届出時にエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。

⑦　１欄から６欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、７欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

第二条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部を次のように改正する。

第一号様式第二面５欄⑴２）中「（用途区分　　）」を「（基準値　　MJ/（㎡・年））」に改める。

第一号様式（注意）５．④中「用途区分ごとに記入してください。」を「「基準値」と併せて記入してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　住宅の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、当分の間、次の様式によることができる。

附則様式（附則第二条関係）（Ａ４）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第１項前段又は法第75条の２第１項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

届出者氏名　　印

【届出の別】

□第一種特定建築物（法第75条第１項前段の規定による届出）

□第二種特定建築物（法第75条の２第１項前段の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（第二面）

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

【１．第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

【イ．氏名のフリガナ】

【ロ．氏名】

【ハ．郵便番号】

【ニ．住所】

【ホ．電話番号】